

改めて少年法の適用年齢の引き下げに反対する。

～法制審で検討されている制度は少年法の代替となるものではない。

目次

	頁
第1 少年法適用年齢は引き下げるべきではない	2
1 法制審での少年法適用年齢引き下げの検討状況	2
2 少年法適用年齢引き下げ検討の経緯	2
3 少年法適用年齢引き下げの問題点	3
4 少年法の「成人」は選挙権年齢や民法の「成年」とは別個に検討されるべき	3
（1）選挙権及び国民投票権年齢の引き下げの意義	4
（2）民法の「成年」年齢引き下げをめぐる議論と附帯決議	4
（3）民法の「成年」と少年法の「成人」は全く異なるものである	4
（4）少年法の処遇は親権によって根拠づけられない	5
5 少年法の適用年齢を引き下げるべきではない	6
（1）少年法と刑訴法の理念の根本的違い	6
（2）検察官先議の問題点	7
（3）適用年齢引き下げより前になすべきことがある	7
第2 「若年者に対する新たな処分」は少年法の代替手段となりえない	8
1 少年法の代替制度の検討	8
2 「若年者に対する新たな処分」の問題点	9
（1）検討されている「若年者に対する新たな処分」の概要	9
（2）「若年者に対する新たな処分」は少年法の代替制度たり得ない	9
3 小括	12
第3 まとめ	12

自由法曹団

第1 少年法適用年齢は引き下げるべきではない

1 法制審での少年法適用年齢引き下げの検討状況

現在、法制審「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪処遇関係）部会」において、少年法の適用年齢を18歳未満へ引き下げることの是非などが議論されている。同部会では、この間、少年法適用年齢引き下げの是非についての結論を留保したうえで、少年法適用年齢を引き下げた場合に生じる問題に対応するための刑事政策的制度・施策について、分科会に分かれて検討されてきた。そして、2018年11月2日に開催された同部会第11回会議以降、部会において適用年齢が引き下げられた場合を想定した個別の制度について検討が行われている。

2 少年法適用年齢引き下げ検討の経緯

少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げるべきとの今回の議論の端緒となったのは、2015年9月17日、自民党政務調査会が「成年年齢に関する提言」を発表したことである。同提言では、「国法上の統一性や分かりやすさといった観点から」少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げるべきと結論されていた。但し、同提言においても、18歳・19歳の者に対する現行の「少年法の保護処分が果たしている役割にはなお大きなものがある」として、18歳・19歳の者に対して保護処分に相当する措置の適用ができるような制度の在り方が検討されるべきであるとして、法務省に対し、少年に限らず若年者に対する刑事政策上必要な措置を講ずるための検討を求めている。

この自民党の提言を受けて、法務省内に「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が設置され、同年11月より検討が行われた。2016年12月に同勉強会の報告書がまとめられ、少年法適用年齢の引き下げの是非については両論併記であったが、適用年齢が引き下げられた場合を想定した、18歳・19歳の者を含む若年者に対する種々の新たな処遇措置が検討されていた。

翌2017年2月、法務大臣より法制審に少年法の適用年齢を18歳未満とすることの是非と、非行少年を含む犯罪者に対する処遇充実のための措置について諮問がなされた。そして、以後現在に至るまで法制審少年法・刑事法（少年年齢・犯罪処遇関係）部会」において議論が継続している。前述のように、同部会では、少年法適用年齢引き下げの是非についての結論を留保したうえで、少年法適用年齢を引き下げた場合を想定して、少年法の処遇に代わる制度について検討がなされている。

かかる経緯からは、自民党の提言によって求められた少年法適用年齢引き下げと18歳・19歳の者を含む若年者に対する刑事政策的処遇の検討について、法務省がこれを忠実に実行してきた姿が伺える。自民党提言では「国法上の統一性

や分かりやすさ」という極めて曖昧な理由に基づき少年法の適用年齢引き下げが提言されているが、この間の法務省内及び法制審での議論状況―少年法適用年齢の引き下げを想定して、少年法に代わる制度の検討が先行して行われている等の議論状況―を見ると、少年法適用年齢についても18歳未満への引き下げの結論ありきで議論が進められる危険性が強く危惧される。

3 少年法適用年齢引き下げの問題点

少年法の適用年齢の引き下げは、適用年齢を引き下げるべき立法事実もなく、18歳・19歳の者の成長発達権の保障の観点や犯罪防止の観点から問題が大きい。

少年法は全件送致主義のもと、成人では不起訴処分となるような事件も全て家庭裁判所に送致される。少年犯罪の背景には、少年の資質だけでなく、家庭環境や学習環境等の様々な要因があるが、こうした要因を家裁調査官がきめ細かく調査し、調査の結果を踏まえて裁判所がその処遇を決める。このような少年の背景事情に即し手続きや処遇が行われるのは、少年の成長発達権を保障し、立ち直りや「育ち直り」を図るといふ少年法の目的があるからである。

とりわけ18歳・19歳は、進学や就職等、それまでの生活環境が大きく変化する時期であり、挫折や新たな人間関係に伴うトラブル等にも直面しやすい時期である。かかる時期にこそ、少年法による教育的な関与こそ必要とされるが、適用年齢が引き下げられると、18歳・19歳の者には少年法の手続きに従った環境調整や教育的処遇が図られず、成長発達権を保障しえないことになる。

また、刑事政策的側面からみても、非行行為を行った少年のうち18歳・19歳の者は半数近い割合を占めており、適用年齢引き下げにより、これらの者が成人と同様の刑事手続きに移行すれば、大半の者は不起訴処分や罰金刑となり、少年法による教育的関与がなされずに手続きから外れることになるが、これは犯罪防止には逆効果となる恐れが強い（適用年齢引き下げの問題点の詳細は、自由法曹団意見書「少年法の適用年齢引き下げに反対する」2018年4月26日参照）。

4 少年法の「成人」は選挙権年齢や民法の「成年」とは別個に検討されるべき

今回の少年法の「成人」年齢の引き下げは、「日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する年齢を18歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ」、法制審に諮問されたものである。しかし、憲法改正の国民投票法（改憲手続法）の投票権及び選挙権の年齢と民法の「成年」の年齢、少年法の「成人」の年齢は、必ずしも統一的であるべきものではない。それぞれの法律の目的、趣旨、そして年齢の引き下

げがもたらす影響等を具体的に検討して論ずるべきものである。

(1) 選挙権及び国民投票権年齢の引き下げの意義

国民主権原理のもとでは、国民の代表を選ぶ選挙や憲法改正の国民投票に参加する国民が多いほど、国民主権が実質化するといえる。とくに、将来の国の進路を見据えた政策決定や判断を行う上では、若年層の参加が積極的に求められているというべきである。その意味で、選挙権年齢や国民投票権の年齢（以下、まとめて「選挙権年齢」という）が18歳とされたことは、民主主義の拡大として歓迎すべきことである。

もっとも、選挙権年齢の引き下げの意義を実効あらしめるためには、「主権者教育」など、若年層が政治に関心を持ち、自らの判断で選挙権を行使できるような条件づくりがかかせない。同時に、選挙権及び国民投票権の行使のみならず、政治活動の主体としてその自由を保障することが求められている。

このように、選挙権年齢の引き下げの主要な面は、権利の拡大であり、選挙権年齢の引き下げによって新たに権利を付与された若年層に新たな義務や負担を課すものではない。

(2) 民法の「成年」年齢引き下げをめぐる議論と附帯決議

2018年の通常国会で、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる法改正が行われた。

民法の成年の年齢引き下げは、18歳と19歳の成年を契約等の経済活動の主体として認めるものである。具体的には、未成年者が契約をした場合、親権者はこれを取り消すことができるが、成年の場合は理由のない取り消しはできないこととなる。この点について、国会審議では、18歳、19歳の若年層が経済取引の知識不足や未熟性の故に消費者被害の対象となるのではないかとという危惧が多く指摘された。

また、成年年齢の引き下げによって、離婚後の養育費の確保が困難になるのではないかとの懸念も出された。

このような議論を経て、法改正に際しては、「若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うこと」、「成年年齢と養育費負担終期は連動せず未成熟である限り養育費分担義務があることを確認する」ことなどを内容とする10項目にわたる附帯決議がなされた。

(3) 民法の「成年」と少年法の「成人」は全く異なるものである

少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げるべき根拠として、民法上の成年となり親権を外れた者に少年法のような手厚い保護を行い得ないとの主張が見られる。

しかし、民法は主として経済的な活動の側面の判断能力などを評価し「成年」

か「未成年」かを区別しているのに対し、少年法は、刑事上の判断能力などを含めた非難可能性や可塑性などを評価して「成人」と「少年」を区別している。法概念としても、「成年」と「成人」は異なる概念である。即ち、現在20歳未満の者であっても、結婚すると成年擬制によって民法上「成年」と同様の取り扱いがなされる（当然親の親権からも外れる）が、民法上成年擬制が働く20歳未満の者も、少年法では「少年」として処遇され、「成人」となるわけではない。これまで、民法上「成年」と扱われる者について、少年法の処遇を行うことも何ら問題とはされてこなかった。このように現在においても少年法の「少年」には民法上「成年」とされる者も含まれているのであり、両者は別の概念である。かかる理解は、「成年」年齢を18歳以上に引き下げる民法一部改正の国会審議において、政府からも「少年法の上限年齢の在り方は、刑事司法全般において成長過程にある若年者をどのように取り扱うか、また、どのように改善更生、再犯防止を図るか」と、こうした問題に関わるものでございます。民法の成年年齢引き下げられた場合におきましても、論理必然的にこれを引き下げなければならないこととなるものではない」と説明されていることとも一致する（2018年5月31日参議院法務委員会・上川陽子法務大臣答弁。辻裕教法務省刑事局長も同様の答弁を行っている）。

もし仮に、民法上の「成年」と少年法の「成人」が同じ概念であって、「成年」には、「成人」と同様の責任の範囲でしか処遇をなしえないと解するのであれば、上記の点の説明がつかないばかりか、18歳及び19歳について他の「成人」とは異なる特別な処遇を行うこと自体が理論上許されないと考えざるを得ない。その場合、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪処遇関係）部会で議論されている18歳・19歳への他の「成人」と異なる特別な処遇もなしえないことになってしまう。

（4）少年法の処遇は親権によって根拠づけられない

民法上の成年者（18歳以上の者）は親権を外れる以上、少年法による特別な処遇を行い得ないとする主張の背景には、少年法による処遇が「少年の監護能力に欠ける親権者に代わって国が少年を保護する」という「国親思想」に基づくものだとの認識があると思われる。

しかし、子どもも一人の人間としてその尊厳が尊重され、一個の独立した人格として成長・発達すべき権利（成長発達権）を有する主体であり、親権は親の子に対する支配的権能ではなく、あくまで子どもの利益のための親の責務として捉えるべきである。2011年の民法改正により、親権規定に「子の利益のために」との文言が明記されたことも同様の趣旨である。このような親権の理解からすれば、少年を施設に強制的に収容して鑑別を行ったり、更生のため

の教育を受けさせる少年法の処遇が、親権の懲戒権や教育権等を根拠に許されると考えることは困難である。むしろ、前述したように、少年法の処遇は、子ども及び国民の成長発達権を保障するために国が負う責務の一内容として捉えられるべきであり、親権を外れた成年をその対象とすることは何ら問題がない。

5 少年法の適用年齢を引き下げべきでない

(1) 少年法と刑訴法の理念の根本的違い

以上のように、民法と少年法とはその制度趣旨も「成年」「成人」と「未成年」「少年」を区別する判断要素も適用される者も異なるのであり、その基準となる年齢は別個に検討すべきである。

ところで、法制審の審議では、現行少年法に基づく運用は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」とする法の趣旨に込めるものとなっているとする評価はほぼ一致している。また、自民党の提言も、「罪を犯した者の社会復帰や再犯防止といった刑事政策的観点からは、満18歳以上20歳未満の者に対する少年法の保護処分の果たしている機能にはなお大きなものがある」と評価している。

したがって、もともと少年法の適用年齢を引き下げること基礎づける立法事実は存在しない。このことは再三指摘したとおりである。

にもかかわらず、選挙年齢や民法の成年年齢の引き下げを理由に少年法の引き下げを主張する論者は、18歳以上20歳未満の者を少年法の対象から外す一方で、現在少年法が果たしている役割を代替できる手続を新たに創設しようとしている。しかし、どのような新制度を構想しようとも、犯罪を犯したり、犯すおそれのある18歳以上20歳未満の者に対する国の関与の姿勢は全く変質してしまう。

すなわち、現行制度では、犯罪を犯したり、犯すおそれのある18歳以上20歳未満の者は、「少年の健全な育成」、「性格の矯正及び環境の調整」という見地から、全件が家庭裁判所に送致され、必要な調査が行われる。これに対し、少年法が適用されない場合、通常の刑事訴訟法手続のもとに置かれることになる。刑事訴訟法は、少年法とは異なり、「刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。」とされている（第1条）。つまり、犯罪を犯した者の「健全な育成」や「性格の矯正及び環境の調整」は、主な目的とはされていないのである。さらにいえば、犯罪を犯す「お

それ」のある者は、当然のことながら手続の対象とはなり得ないのである。

このように、犯罪を犯した者だけでなくそのおそれのある者に対して、本人の「健全な育成」という保護の対象として対応するのか、刑罰の適用の対象として対応するのかということは、適用される法の理念が根本的に異なることを意味する。この点を曖昧にすることは許されないというべきである。

(2) 検察官先議の問題点

実際の手続を考えても、少年法の適用年齢の引き下げは、「少年の健全な育成」、「性格の矯正及び環境の調整」という少年法が果たしている役割を大きく損なうことになることは明白である。

現行法では、18歳以上20歳以上の少年は、全件家庭裁判所に送致され、少年審判官（裁判官）、調査官、少年鑑別所技官らが共同して、当該少年に関する社会調査を行う。この調査は、当該少年の健全な育成にとって最善の措置を決定するという目的で行われるものであり、犯罪捜査とは異なるものである。

しかし、検察官が18歳以上20歳未満の者に対して、同様の観点からの調査を行うことは不可能であろう。なぜなら、犯罪捜査の目的のために、本人の生い立ちや家庭環境などのプライバシー面にどの程度立ち入るかについては、自ずから限界があるからである。また、現実問題としても、捜査機関には、現在実施されているような社会調査を実施するだけの体制はないといわざるを得ない。

現行の少年法は昭和23年に成立したが、その際、戦前とは異なり、家庭裁判所に先議権を与えた。それは、非行少年を治安政策の対象と見るのではなく、あくまで教育、矯正による保護の対象と見るという、日本国憲法に基づく転換があったと言うべきである。この転換をいま逆行させる必要はないし、「逆行させることは正に百害あって一理なし」というべきである。かつて、少年法の適用年齢引き下げに対して、裁判所自ら、「もし引き下げが実現しとすればどのような結果となるであろうか。第一に少年『前科者』の激増であり、第二にその他の年長非行少年の野放しである。」と喝破した（最高裁判所事務総局家庭局「最近の少年非行とその対策について」／1966年1月）。いまでも十分銘記すべきものである。

(3) 適用年齢引き下げより前になすべきことがある

現在、少年法の対象から除外されるかどうかの問題となっている18歳以上20歳以上の若年者は、進学や就職など人生の節目を迎える年代であり、その節目において様々な問題を抱えやすい世代でもある。この世代が抱える困難さは、いまどうなっているだろうか。

若年者の労働環境は、「少子化」「労働力不足」が叫ばれる中でも決して好転しているとはいえない状況にある。わが国では、非正規労働者の比率が約4割になっているが、若年層では半数以上が非正規労働者である。また、就職後3年以内の離職率は、高卒で約4割、大卒で約3割となっており、労働条件に起因する離職が相当程度あると言われている。いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」など、若年者を労働者として育成するのではなく、使い捨ての対象とする企業が増えていることは大きな問題である。

また、大学進学率は6割近くとなっているが、親世代の貧困化や高学費、奨学金制度の不十分さなどから、アルバイトに追われて学業に専念できない学生が増えているといわれている。

他方、この世代は幼い頃からSNSが身近にあった世代であるが、SNSを通じて、犯罪との垣根が低くなっているとの指摘もある。例えば、最近、アルバイト感覚で「特殊詐欺」の「出し子」や振込先の「口座開設」を行う事案がよく見られる。また、SNSへの動画のいわゆる「不適切投稿」も増えている。

このような状況の中で非行に陥る若年者に対して、安易に「一人前の大人」として少年法の対象から外すことは、果たしてわが国の将来にとって望ましいことなのだろうか。若年者が学業に専念し、安定した職業を得ることができるような環境整備こそが求められているのではないだろうか。

少年法の適用年齢引き下げは、わが国の将来を考えたときに、禍根を残さざるを得ないのである。

第2 「若年者に対する新たな処分」は少年法の代替手段となりえない

1 少年法の代替制度の検討

上記のような少年法適用年齢引き下げの問題点を意識し、法制審同部会では、18歳・19歳の者に対して教育的処遇を行うことを可能にすべく様々な制度や施策を分科会に分かれて検討してきた。特に、18歳・19歳が少年法の適用年齢から外された場合、現在少年法に基づき教育的処遇が行われている者の大半が不起訴処分や略式罰金となり、何ら教育的な働きかけがなされないことになってしまう。現在これに手当とする代替的制度として、検察官が不起訴処分とした18歳・19歳の者に対し「若年者に対する新たな処分」を行えないかなど諸制度につき法制審で議論がなされている。

しかし、後述する通り、検討されている「若年者に対する新たな処分」制度には大きな問題があり、少年法の代替手段となりえるものではない。少年法の適用年齢の引き下げを行わなければ、このような問題の大きい制度を導入する必要性は全く存在しない。以下では、特に重点的に論議されている「若年者に対する新たな処分」につき詳論する。

2 「若年者に対する新たな処分」の問題点

(1) 検討されている「若年者に対する新たな処分」の概要

法制審同部会では、罪を犯した18歳及び19歳（嫌疑不十分、嫌疑なしは「罪を犯した」に入らないと思われる）で、訴追を必要としないため公訴提起をしないこととされた者（起訴猶予者）に対し、改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを可能にすることを目的とする制度（「若年者に対する新たな処分」）を提案すべく検討している。

この制度では、検察官が上述の対象者全員（若しくは刑事処分も新たな処分も必要ないと判断されたものを除く）を家庭裁判所に送致することとし、送致を受けた家庭裁判所の調査義務を定める。家庭裁判所は調査官調査を命じることができ、その調査に当たっては少年鑑別所所長に鑑別を求め得る。更に、家庭裁判所は鑑別のために特に必要と認めるときは、少年鑑別所収容（10日間）もできる。加えて罪証隠滅又は逃亡防止目的で矯正施設に収容（2週間まで。特に必要なきときは1回限り更新可。）できるとの案（鑑別目的以外で少年鑑別所に収容は不可との案もあり）も示されている。家庭裁判所は処分決定に必要なときは相当期間、調査官の試験観察に付し得る。

家庭裁判所は、調査の結果、審判に付せず、又は審判に付するのが相当でないときは、審判不開始の決定をする。

家庭裁判所が審判開始決定をした場合は、不処分決定か、保護観察（加えて施設収容も可とする案もある。）の処分かのいずれかを決定する。

保護観察（1年案と2年案あり。）の処遇見直しのために、保護観察所所長は少年鑑別所所長に対し、鑑別（特に必要があるときは家庭裁判所の許可を得て10日間少年鑑別所に収容可の案と処遇見直しのための収容鑑別を設けない案がある。）を求め得る。保護観察所所長は観察継続の必要なくなったときは保護観察を解除する。

保護観察の遵守事項違反に対して、家庭裁判所は決定で相当期間の施設収容処分を決定できるとの案も有力に検討されている。

刑事裁判所から家庭裁判所への移送については、かかる移送制度を設けない案と、事実審理の結果18歳又は19歳の被告人につき相当と認めるときは家庭裁判所に移送できるとする案がある。

(2) 「若年者に対する新たな処分」は少年法の代替制度たり得ない

ア 比例原則及び明確性の原則に違反する

この制度（「若年者に対する新たな処分」）は、少年法の適用年齢を引き下げた場合、比較的軽微な罪を犯した18歳及び19歳の者（若年者）については、大部分の者が起訴猶予となり、再犯防止などに重点を置いた教育的処遇（検討されていた「起訴猶予等に伴う再犯防止措置」は見送られることになった。）

などの働き掛けを一切受けることなく手続を終えることを危惧して検討されているものである。

しかし、さまざまな諸要素に加え犯罪の重さを主要な考慮要素として検察官が一旦起訴猶予相当と判断したような比較的軽微な事件につき、身体拘束を伴う鑑別所送致や自由を拘束する保護観察処分を課し得るとすることは、均衡の取れた重大な事件についてのみ身体拘束や自由の拘束が許されるという比例原則に反する。

また、起訴猶予に当たり十分検討のうえ、起訴しないという結論を出した検察官が、さらに「若年者に対する新たな処分」を求めるかどうかの判断をするという上記制度は、検察官に従前以上の非常に広い裁量を認めることになるし、その基準も非常に曖昧なものになると言わざるを得ない（明確性原則違反）。

イ 平等主義に違反する

さらに、同部会で論じられている「若年者に対する新たな処分」では、18歳及び19歳の者につき、少年法上では少年ではなくなり成人と扱うことにしながら、同じ成人と扱われる20歳以上の者たちとの間での手続や処分が大きく異なることになる。18歳及び19歳の者だけが、他の成人と異なり、自由を拘束される不利益処分・負担を課され得るとするのは、憲法上の平等主義や適正手続保障にも反する。

起訴猶予処分を受けた者のうち相当数の者が、捜査段階での逮捕・勾留を経ているはずである。身体拘束を伴う自由の制限たる逮捕・勾留（1回目の身柄拘束）を経て起訴猶予となった者のうち、18・19歳の若年者が、18・19歳であるが故に、更なる身柄拘束の危険に何度もさらされるのは極めて不当である。

論議されている「若年者に対する新たな処分」では、送致される家庭裁判所の調査の過程で、鑑別の目的で少年鑑別所に収容される（2回目の身柄拘束①）ことがあるほか、罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とした身体拘束の措置（矯正施設収容、2回目の身柄拘束②）もあり得る。家庭裁判所が審判を開始した事件については、不処分決定の場合を除き、保護観察所の保護観察に付すほか、施設収容（3回目の身柄拘束①）まで検討されている。更に、保護観察に付された者につき、処遇見直しのための措置として、少年鑑別所へ鑑別のための収容（3回目の身柄拘束②）まであり得る。また、保護観察に付された者が遵守事項に違反した場合には、家庭裁判所の決定で相当期間の施設収容（4回目の身柄拘束）処分まで検討されているのである。

少年法の保護の対象から外れることになる18歳・19歳の者に対し、改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを可能とする目的をかかげたといえども、かかる者を上述のような重疊的な身柄拘束の危険に晒すことは許されな

い。

検察官において比較的軽微な罪で訴追を必要としないと起訴猶予判断した程度の「行為責任」しか認められなかった者に対し、新たに家庭裁判所での審判を受けるという負担を課す可能性があり、その過程で少年鑑別所などの施設収容（身体拘束を伴う自由の強度の制約）までもあり得るといふかかる制度は、将来の危険に対する保安処分に外ならず、18歳・19歳の者に不当な負担を課すものである。仮に「行為責任」の範囲内での取り扱いであるとか非難可能な行為がなされたことをきっかけに対象者の特別予防を目的として行う処分であるとか弁明するにしても、18歳・19歳の若年者に、同じ「成人」であるはずの20歳以上の者には問われない「責任」を18歳・19歳であるが故に追及されるという不公平さを正当化はできない。

ウ 行為責任主義と保護主義の原理的矛盾

また、上記制度（「若年者に対する新たな処分」）は、18歳・19歳の若年者につき、検察官が起訴猶予処分を決定するところまでは「行為責任主義」（犯罪行為に対する責任を超えるような国家の介入は許されない。）で判断する一方、その後に家庭裁判所が関与することになると「要保護性」を基準に処分を決定する（「保護主義」）という原理的に説明不能なものとなっている。

保護主義に基づく現行少年法が極めて有効に機能していることについては、法制審同部会の議論では概ね異論はない。

18歳・19歳の若年者の者を「保護主義」の対象から外し、「行為責任主義」の下で取り扱おうとしながら、「保護主義」に基づく現行少年法と同様に有効な刑事政策的措置を確保しようとする事自体に矛盾があろう。理論的に整合性があり且つ実効性あるような制度設計はもともと不可能としか言い得ない。

そもそも、我が国の保護観察制度は、戦前に治安維持法を補充するものとして成立した思想犯保護観察法がはじめて思想犯に対するものとして規定した後、一般犯罪者にも拡大するという形で制度化されたものである。そして、今日の保護観察制度が、物的設備においても人的資源においても戦前の既成の諸体系を受け継ぎ発展したものであること、我が国の司法制度が戦前の治安維持法や思想犯保護観察法などへの根源的・批判的考察や反省がなされないまま今日に至っていること等に鑑み、今日の諸立法の傾向が、清算されざる過去の悪法、思想犯保護観察法などへの逆戻りの危険性を絶えず孕んでいることにも大いに注意すべきである。

かかる意味でも、再犯防止に名を借りた将来の危険性に対する保安処分に外ならぬ制度、検察官が一旦起訴猶予にした18・19歳の若年者に、保護観察や施設収容（身体拘束を伴う自由の強度の制約）までも課し得る制度は不要である。「若年者に対する新たな処分」は、保護と改善より、観察（監視）と再

犯防止に重点をおくものとして否定されるべきである。

また、同部会で論じられた「若年者に対する新たな処分」全体が、検察官が、訴追を必要としないと判断し公訴を提起しないとされた18歳及び19歳の者（起訴猶予処分を受けた者）を対象とするものである。既に見送られることになった「起訴猶予等に伴う再犯防止措置」とともに、少年の上限年齢の18歳未満への引き下げの可否を決定しないまま、18歳未満への引き下げを前提とするかのような議論をしたために、本項（1）で紹介したような複雑怪奇な制度が提案されることになった。すなわち、少年法適用年齢が現行のまま（20歳未満）であれば、そもそもこのような制度は不要である。この制度は、少年法の適用年齢の18歳未満への引き下げを前提とするものであり、引き下げを前提とするからこそかかる奇怪な制度を検討せざるを得なかったのである。

かかる制度を導入しても、少年法の適用年齢引き下げに伴う問題点は解消されないのである。

3 小括

ことここに至り、そもそも原点に戻るとするならば、少年法の適用年齢の引き下げ自体が不要である。

すみやかに原点に立ち返り、少年法の適用年齢の18歳未満への引き下げを止めるべきである。

第3 まとめ

以上述べた通り、少年法の適用年齢を引き下げは問題点が大きく、現在法制審「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪処遇関係）部会」で検討している代替制度も、この問題点を解消するものとは到底言えない。

自由法曹団は、改めて、少年法の適用年齢の引き下げに反対する。

2019年3月26日

自由法曹団